

仕様書番号 2各下第62号

委 託 仕 様 書

1. 業務名

各務原市下水道事業会計制度運用支援業務委託

2. 履行期間

契約の日から令和3年7月30日

3. 履行場所

各務原市水道部下水道課

4. 委託業務内容

本市下水道事業が、公営企業会計初年度である令和2年度分の決算調整、消費税申告を適正かつ円滑に行うため、会計処理支援・消費税申告支援業務を委託する。

(1) 経営環境・会計方針の理解

地方公営企業法、消費税法及びその関係法令等（以下「法令」という。）に基づいた適切な消費税申告を行うために、地方公営企業法適用初年度である令和2年度の財務諸表を分析し、経営環境・会計方針に関する職員の理解を深めるための支援を行う。

(2) 消費税申告額の試算

本市下水道事業の経営環境・会計方針を踏まえた上で、法令のほか、総務省発出の「令和2年度の地方公営企業繰入金について（通知）」（以下「繰入金基準」という。）に基づく一般会計繰入金の取扱いに留意して、適切な消費税試算を行う。

(3) 訪問による試算結果の説明

(2) により行った試算結果について、訪問により計算過程・内容の説明を行う。

(4) 会計方針の提供

- ・法令と繰出基準に基づき、本市下水道事業における一般会計繰入金の取扱いに関して会計方針を提供する。
- ・提供する会計方針を採用した場合に消費税等に与える影響額を算出する。
- ・決定した会計方針が令和3年度当初予算書に整合するか確認し、整合されていない箇所があれば令和4年度当初予算編成に向けた是正の助言を行う。

(5) 令和3年度以降における会計的取扱方針の確認

(4) で提供される会計方針を採用した場合に必要な、令和3年度以降の留意点や将来において行うべき会計処理の説明を行う。

5. 納品物

- ・中間報告書または完了届
- ・打ち合わせ記録
- ・令和2年度消費税申告額試算結果
- ・会計方針

6. 委託料

業務	数量	単位	単価	金額
日常の会計処理に関する指導・助言	1	式	円	円
決算書の確認支援	1	式	円	円
消費税申告 計算の確認	1	式	円	円
消費税申告体制 の適切性に関する 確認	1	式	円	円
諸経費	1	式	円	円
			小計	円
			消費税等	円
			合計	円

7. 中間検査

市は、受注者が令和2年度に実施した業務については令和2年度末までに中間検査を行うものとする。受注者は中間検査に当たり、当該検査対象期間に実施した業務を中間報告書としてとりまとめ、市へ提出しなければならない。

8. 契約代金の支払時期及び方法

市は、中間報告書若しくは完了届を受理した日から10日以内に、中間検査若しくは完了検査を行い、当該検査後、適法の請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

9. その他

- ・市は、受注者が4に定める業務を遂行するにあたり必要な資料等を、紙媒体または電子媒体で受注者に提供する。
- ・受注者は、4に定める業務の一環として、市からの質疑に対応すること。質疑対応の方法は、電子メール、ファックスまたは電話とし、上限回数を設けない。
- ・当該業務の履行にあたり必要な旅費交通費は、受注者の負担とする。
- ・妨害又は不当要求に対する通報義務

受注者は、契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、市長及び各務原警察署長へ通報しなければならない。なお、正当な理由がなく通報がない場合は入札参加資格停止の措置を行うことがある。

- ・受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書等に基づき協議を行うものとする。
- ・詳細については、水道部下水道課の担当職員と協議しその指示に従うこと。